

## 学校法人会計と企業会計との違い

学校法人は、教育研究活動により社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。一方、企業は、利益の追求を目的としています。学校法人と企業の事業目的の違いは、それぞれの会計処理にも反映されています。

企業会計は経営成績および財政状態の計算に重点が置かれているのに対し、学校法人会計は教育研究活動の永続性を図るための資金収支の顛末や事業活動収支の均衡状況、財政状況の測定を重視します。

学校法人は、学生納付金のほか、税金を原資とする補助金等によって収入を確保している点から公共性の高い法人です。このため、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従った会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成することを義務付けられています。

|      | 学校法人会計                        | 企業会計                          |
|------|-------------------------------|-------------------------------|
| 目的   | 教育研究活動                        | 利益追求                          |
| 会計処理 | 学校法人会計基準                      | 企業会計原則                        |
| 作成書類 | 資金収支計算書<br>事業活動収支計算書<br>貸借対照表 | キャッシュフロー計算書<br>損益計算書<br>貸借対照表 |
| 基本財産 | 基本金（自己所有財産）                   | 資本金（株主出資）                     |
| 利益処分 | なし（収支均衡を原則とする）                | あり（株主配当）                      |

以下、学校法人会計独自の計算書類や勘定科目について説明を加えます。

### (1) 資金収支計算書

当該会計年度に行った教育研究活動に対応する全ての収入・支出の内容を記載し、支払資金の顛末を明らかにします。

### (2) 事業活動収支計算書

当該会計年度の事業活動収支の内容と収支均衡状態、経営状態を表します。

### (3) 教育研究経費

教育研究のために支出する経費です。

#### (4) 管理経費

総務・人事・会計業務や学生を募集するために支出する経費などで、教育研究以外のために支出する経費です。

#### (5) 資金収入調整勘定

当該会計年度の収入であるのに資金の収入が当該年度に行われず前年度（前期末前受金）また、次年度（期末未収入金）に行われる収入です。

#### (6) 資金支出調整勘定

当該年度の支出であるのに資金の支出が当該年度に行われず前年度（前期末前払金）また、次年度（期末未払金）に行われる支出です。

#### (7) 基本金組入額

学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地・校舎・図書・備品等の資産を永続的に維持する必要があります。学校会計基準では、これらの資産について基本金へ組み入れることが要請されています。基本金は、第1号基本金から第4号基本金があります。

- 第1号基本金：校地・校舎・図書・機器備品等の固定資産の取得価格
- 第2号基本金：将来取得を予定している固定資産の積立額
- 第3号基本金：奨学基金として保持する資産の額
- 第4号基本金：教育研究活動を円滑に行うため文部科学大臣が定める運転資金の額

#### (8) 当年度収支差額

基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額を差し引いた金額です。

#### (9) 事業活動収入

学生生徒等納付金・手数料・補助金等の学校法人に帰属する収入です。借入金や翌年度に入学する学生納付金などの前受金を除きます。

#### (10) 事業活動支出

人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息等の当該年度に発生した支出です。